

## 第25回 定例農業委員会総会議事録 (第22期)

1 日 時 平成28年7月25日(月) 9時30分～10時47分

2 場 所 阿久根市役所 第1会議室

### 3 出席委員(12人出席)

- ① 新穂 敏憲    ② 坂口 輝美    ③ 冨永 勝志    ④ 石原 千代年  
⑤ 堂後 善人    ⑥ 尻無濱 俊幸    ⑦ 高原 熊夫    ⑧ 平田 修二  
⑨ 京田 提樹    ⑩ 松下 輝男    ⑪ 石坂 務    ⑫ 田嶋 輝男

### 4 欠席委員等(早退・遅刻等)

なし

### 5 議事日程

- 諮問第 4号 農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見について  
議案第31号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業分)について  
議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第34号 非農地証明願いについて  
議案第35号 農用地利用集積計画について  
その他(報告等)・・・なし

### 6 農業委員会事務局等出席職員

- 農業委員会事務局 谷口 義美 (事務局長)  
新坂 謙二 (次長兼管理係長)  
上脇 重樹 (管理係)  
榎木 海斗 (管理係)  
濱崎 春香 (管理係)

- 農政課                      岩元 茉奈美      (農政管理係)  
   須崎 誠也        (農政管理係)

議長 (田嶋 輝男)

定刻になりましたので、ただ今から第25回定例農業委員会総会を開会いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第1 議事録署名委員の指名**であります。議長において、5番 堂後 善人委員、6番 尻無濱 俊之委員を指名いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第2 会期の決定**を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ご異議なしと認めます。

よって、第25回定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたします。

なお、議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承をお願いいたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第3 諸報告**であります。7月5日には、鹿児島県農業会議の7月定例常設審議委員会に出席いたしました。

7日には、農地中間管理事業推進キャラバンの訪問を第1会議室にて受けました。

22日には、北薩地区農業委員会連絡協議会総会に事務局長と出席いたしました。

私からは以上であります。皆さん方からありましたら、その他のところでお願いをいたします。

議長 (田嶋 輝男)

#### 日程第4 諮問第4号

**農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見について**を議題といたします。

それでは農政課の説明を求めます。

農政課 (岩元 茉奈美)

おはようございます。

今年度、農業振興地域制度の担当となりました、農政課 岩元茉奈美です。どうぞよろしくお願いいたします。それでは説明に移らせていただきます。

諮問第4号は、農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見についてです。

農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定に基づいて定められた農業振興地域整備計画を変更する場合、同法施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会の意見を聴くことになっていますので、諮問するものです。

ご審議いただきます案件は農用地区域からの除外の1件であります。

本件については、去る7月19日に農政推進会議委員である会長及び第1、第2分科会会長による現地調査を実施して戴いております。

以下、内容について、ご説明いたします。

( 諮問資料にて説明 )

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

農政課の説明が終わりました。

これより質疑を許します。  
質疑ございませんか。

委員     なし

議長     (田嶋 輝男)  
          質疑なしと認めます。  
          お諮りいたします。  
          農政課の説明は、変更することに問題はないということであります。  
          諮問のとおり、認定することにご異議ありませんか。

委員     異議なし

議長     (田嶋 輝男)  
          異議なしと認めます。  
          よって、本件の認定については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

## 日程第5 議案第31号

**農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について**を議題といたしますが、本件の中に3番富永勝志委員及び7番高原熊夫委員の案件が含まれており、それぞれ議事参与の制限に該当します。

つきましては、まず3番富永勝志委員の案件及び7番高原熊夫委員の案件以外についてを議題といたします。

それでは、農政課に説明を求めます。

農政課     (須崎 誠也)

議案第31号 農用地利用集積計画の『農地中間管理事業分』平成28年度第3号についてご説明いたします。須崎と申します。よろしく申し上げます。

今回の計画は、平成28年5月31日締め切りの第2期公募へ載せ、本総会でご審議いただきます農用地利用配分計画（案）を農地中間管理機構へ事前に提出し、審査の結果、配分計画（案）については、問題ないとの回答を得たため、所有者から農地中間管理機構への中間管理権を移すため「農地中間管理事業に係る農用地等の貸借に関する事務処理要領第13条第4項」の規定に基づき、農業委員会における農用地利用集積計画の決定を受けようとするものです。

この議案が認められれば、公告年月日は、平成28年8月1日となります。

（ 議案資料にて説明 ）

資料のなかで、地権者と再配分予定者が同一人物であれば当然使用貸借であります。年間賃借料等を表示してあるのは、機構が地域の小作料を把握するためのものであり、農地の特記事項で賃借料は、相殺と記載してありますので、これは無料ですよということになります。

詳細につきましては、議事参与の分が含まれますので、すべての審議が終わるときにご説明いたします。

以上です。

議長 （田嶋 輝男）

農政課の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

5番委員 （堂後 委員）

勉強不足で、よく分からないのですが、桐野地区でもこれを進めています。今回アンケート調査を行っていましたが、その際は6年以上で案内があったと思いますが、5年以上もあるのですか。地区からは、何年以上なのかと言う質問もあるので、どのようになっているのか説明してください。

農政課 （須崎 誠也）

5年と言うのがありますのは、5年を2度10年と言う事で、設定してございます。こちらはですね、未相続地になりますので、過半数の同意を得られたと言う事で5年となります。全員同意の場合は10年間ですけれども、過半数の同意だったため5年で設定させていただきまして、5年を2回で考えているところでございます。

5番委員 （堂後 委員）

桐野の場合も、5年があるのですか。

農政課 （須崎 誠也）

はい、あります。

5番委員 （堂後 委員）

了解しました。

農政課長 （谷口農政課長）

会長良いですか。10年と言うのは権利者全員からいただけたという、これは農業委員会と同じであります。

只過半数以上は5年ですが、結果的に10年以上になるように、5年間で2回で10年と言うことであります。6年と言うのは、こちらの説明が悪かったのか、5年を2回と言うふうにご理解いただければ良いかと思えます。よろしく申し上げます。

議長 （田嶋 輝男）

未相続地の場合ですね。

農政課長 （谷口農政課長）

そうです。

議長 (田嶋 輝男)  
他にございませんか。よろしいですか。

議長 (田嶋 輝男)  
それでは、質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。  
よって、本件の認定については、原案のとおり決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)  
それでは、次に3番富永勝志委員の案件について審議しますので、3番富永勝志委員は退席をお願いします。

( 3番富永委員 退席 )

議長 (田嶋 輝男)  
それでは、「農政課」に説明を求めます。

農政課 (須崎 誠也)  
次に、富永勝志委員の件について、ご説明いたします。

( 議案資料にて説明 )

以上でございます。

議長 (田嶋 輝男)

農政課の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

議長 (田嶋 輝男)

本人が、本人に貸すというケースもありますか。また、5年でも補助金はあるのですか。

農政課 (須崎 誠也)

あります。新規で借り上げる場合の半分が交付されます。

議長 (田嶋 輝男)

ちなみに、いくら貰えるのですか。

農政課 (須崎 誠也)

補助金額としては、1万5千円の半分の7千5百円で千円以下を切り捨て、10アールあたり7千円になります。

議長 (田嶋 輝男)

その制度は無くなるのですか。

農政課 (須崎 誠也)

それが、来年は不透明です。

農政課長 (谷口農政課長)

補足して、今、会長が申されたとおり、実を言うところの事業は昨年度で終わる予定だったのですが、自分の土地を、そのまま自分で作る行為になりますので。しかしながら、そういう人がいるからこそ、地域の農業は守られている。と言ったところもあって、半分1/2の補助と言うのが残っ



た。と言う状況であります。ただ今、担当から申した通り、来年度はこれが続くかと言う部分については、不透明な所がございます。したがって、今年度中にできるだけ多くのところもできればいいのかと思うところがございますので、農業委員の皆様が幹旋活動でされる、個人の分についても間に合うのであれば、そちらの方にどうか誘導して下さることをお願いしたいと思います。以上です。

議長 (田嶋 輝男)  
他に質疑ございませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)  
よろしいですか、それでは質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)  
異議なしと認めます。  
よって、本件の認定については、原案のとおり決定いたします。  
**それでは、3番富永勝志委員の着席を許します。**

( 3番富永委員 着席 )

議長 (田嶋 輝男)  
それでは、次に7番高原熊夫委員の案件について審議しますので、7番高原熊夫委員は退席をお願いします。

( 7 番高原熊夫委員 退席 )

議長 (田嶋 輝男)

それでは、「農政課」に説明を求めます。

農政課 (須崎 誠也)

次に、高原熊夫委員の件について、ご説明いたします。

( 議案資料にて説明 )

以上であります。今回の利用集積計画の、山下地区につきましては、全体面積 2 5 4, 7 9 4 m<sup>2</sup>の内 1 1 1, 8 0 4 m<sup>2</sup>が集積され、全体の 4 3. 8 %となりました。

地権者が 5 1 名で 7 0 筆であります。

個別申請につきましては、4 3, 6 0 0 m<sup>2</sup>が集積され、地権者が 1 3 名で 2 3 筆であります。以上です。

議長 (田嶋 輝男)

農政課の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

5 番委員 (堂後 委員)

4 3 パーセントと言う事ではありますが、他の分については相続できなかったということでしょうか。できなかった理由も含めて教えてください。

農政課 (須崎 誠也)

今回は意向調査の中で、貸し出されるという回答がなかった分と、未相続の分がございます。それ以外について集積を図りまして 4 3. 8 パーセントになりました。

事務局長 （谷口 義美）

協議会にしていただければと思います。

議長 （田嶋 輝男）

ここから，協議会にします。

（ ～ 協 議 ～ ） 9：50～9：56

議長 （田嶋 輝男）

それでは，本会議に戻します。

他に質疑ございませんか。

委員 なし

議長 （田嶋 輝男）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 （田嶋 輝男）

異議なしと認めます。

よって，本件の認定については，原案のとおり決定いたします。

それでは，7番高原熊夫委員の着席を許します。

（ 7番高原熊夫委員 着席 ）

議長 (田嶋 輝男)

**日程第6 議案第32号**

**農地法第3条の規定による許可申請について**を議題といたします。  
事務局に説明を求めます。

事務局 (濱崎 春香)

それでは、議案第32号についてご説明いたします。

議案書の4ページをご覧ください。

農地法第3条の申請は3件であり、所有権移転が3件であります。

なお、今回の申請は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

また、7月15日に9番委員及び10番委員と事務局で「現地調査」並びに「聞き取り調査」を実施いたしました。

それでは、ご説明させていただきます。

整理番号1 所有権移転について、地図は、1ページであります。

申請地は、耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇区にお住いの〇〇〇さんであります。

〇〇さんは、現在、水稻・実エンドウ・季節野菜等の生産を行い、年間200日程度、農業に従事されております。

申請地は、季節野菜を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われます。

次に整理番号2の所有権移転について、地図は2ページであります。

申請地は、耕作地であり、十分な有効利用が図られる農地でありました。

申請人は、〇〇区にお住いの〇〇〇〇〇さんであります。

〇〇〇さんは、現在、水稻・甘藷の生産を行い、年間150日程度、農業に従事されております。

申請地は、季節野菜を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われます。

次に整理番号3の所有権移転について、地図は3ページであります。申請地は、現在、不耕作地であります。これから周囲の農地と一体として耕作を行っていかれるということから、今後十分な有効利用が図られると想定される農地でありました。(周囲は平成27年10月27日3条許可済)

申請人は、〇〇町にお住いの〇〇〇〇さんであります。

〇〇さんは、現在、水稻・甘藷の生産を行い、年間250日程度、農業に従事されております。

申請地は、甘藷を生産するということであり、周辺への影響、労働力、下限面積等についても許可要件を全て満たしており、何ら問題はないと思われまます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

5番委員 (松下 委員)

それでは、農地法第3条の許可申請につきまして、ご報告いたします。

7月15日に「9番委員」及び「事務局職員」と『現地調査』並びに『聞き取り調査』をいたしました。

申請地は、〇〇さんの申請地を除き耕作可能な農地でありました。〇〇さんの申請地につきましては、現在雑草や雑木が繁茂している状態ですが、開墾等を行い使用していかれるということから、今後耕作していくことは可能な農地であると想定されます。

申請人も農機具の所有や就労日数・耕作面積など問題はなく、営農に意欲的に取り組んでおられました。

申請地も必ず耕作することによって、周辺への影響も無く、許可相当であると調査して参りました。

以上で報告を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

5番委員 (堂後 委員)

住所は、〇〇のようですが、地図上の宅地の住所ではないのですか。それがまず一点目になります。次に、今回、〇〇さんの土地を所有権移転するわけですが、真ん中に宅地が1軒ありますけど、利用については、問題は無いのですか。

事務局 (濱崎 春香)

まず、最初の回答として、そこには住んでおられなくて、住所地の〇〇に住んでおられます。脇本〇〇〇〇〇番地〇〇は、宅地となっているが、確認できませんでした。

5番委員 (松下 委員)

雑木山になっていて、確認が出来ませんでした。

11番委員 (石坂 委員)

1町歩位の畑ですが、報告では木が生えていたとあったのですが、畑として使えるのですか。伐採すると言う事ですか。

事務局長 (谷口 義美)

協議会にしていただければと思います。

議長 (田嶋 輝男)

ここから、協議会にします。

( ~ 協 議 ~ ) 10 : 4 ~ 10 : 20

議長 (田嶋 輝男)

それでは、本会議に戻します。

〇〇さんの件については、協議会の中で出された、農地に復元することを確認するために、農地パトロール等で巡回等を実施し、目的のとおり利用されることを、調査すると言う事でよろしいですね。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

ほかに、質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可することに決定いたします。

## 日程第7 議案第33号

**農地法第5条の規定による許可申請について**を議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。





申請した譲受・借人は、〇〇区にお住いの〇〇〇〇さんです。

〇〇さんは、現在、借家にお住まいですが、手狭になったことから自らが居住する一般住宅を建築するため、本件を申請されました。

申請地は、ほぼ平坦な状態であり、整理番号2の土地は転用目的のための整地が行われ平家建の住宅が建築され、整理番号3は転用目的のための整地が行われ、排水路が設置されます。

建物の排水は合併浄化槽により処理され、申請地内の雨水と共に北側市道の側溝へ流下されます。

次に、整理番号4です。

本件は、駐車場及び資材置場への転用を目的とする、所有権移転です。

地図7ページをご覧ください。

申請地の位置は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から南東へ約150メートル、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北側に隣接しています。

申請地は、都市計画区域の第一種中高層住居専用地域内にある農地であり、第3種農地に該当します。

申請した譲受人は、〇区にお住いの〇〇〇〇さんです。

〇〇さんは、〇〇〇〇〇を営む個人事業主です。

〇〇さんは、駐車場及び事業用の資材置場が不足するため、本件を申請されました。

申請地は、ほぼ平坦な状態であり、既に一部は碎石が散布され、また、カーポートが設置されています。

〇〇さんは、申請地の転用は転用許可が不要であると錯誤し、平成25年に許可を得ないまま転用を行われました。

申請書には、当該許可を得ないで転用したことについての始末書が添付されています。

申請地からの流水は雨水のみであり、一部は接続している建築基準法の位置指定道路の側溝へ流下し、それ以外は自然流下されます。

次に整理番号5です。

本件は、太陽光発電施設への転用を目的とする、使用貸借権の設定です。

地図8ページをご覧ください。

申請地の位置は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から南南西へ約200メートルにあります。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地に該当します。

申請した借人は、〇〇区にお住まいの〇〇〇〇さんです。

〇〇さんは、売電用太陽光発電施設を設置するため、本件を申請されました。

申請地は、ほぼ平坦な状態であり、転用目的のための整地を行い、太陽光設備を設置されます。

雨水排水は、自然流下されます。

次に整理番号6です。

本件は、一般住宅への転用を目的とする、使用貸借権の設定です。

地図9ページをご覧ください。

申請地の位置は、〇〇〇〇〇〇から北東へ約170メートルのところ です。

申請地は、農用地区域内ですが、本件と同時に市へ除外の申し出がなされております。除外後は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第2種農地に該当します。

申請した借人は、〇〇〇市にお住まいの〇〇〇〇〇さんです。

〇〇さんは、現在、借家にお住まいですが、貸人の息子さんと婚姻予定であり、夫婦で当市へ帰郷し貸人の農業を手伝うに当たり自らが居住する一般住宅を建築するため、本件を申請されました。

申請地は、転用目的のために必要な部分について土留めの擁壁を設置した上で1メートル程度の盛土を行い、平家建の建物が建築されます。

なお、申請地の地積は、593平方メートルと基準の500平方メートルを超えますが、申請地の南側の境界から5メートルの幅95平方メートルについては、がけに面し建築物が建築できない部分であること、また、市道から申請地東側の農地への通路として確保することから建物の敷地は498平方メートルとなり基準を満たします。

建物の排水は、合併浄化槽により処理され、申請地内の雨水と共に隣接する市道の側溝へ流下されます。

以上で説明を終わります。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

次に調査員の報告を求めます。

5番委員 (京田 委員)

それでは、農地法第5条第1項の規定による許可申請について報告します。

7月15日、10番委員と事務局職員で現地調査をいたしました。

それでは整理番号1から順次報告いたします。

整理番号1につきまして

申請地周囲は、東側、南側及び北側は市道及び里道に面しており、西側は、以前は農地であったものの市道の用地として供し残地となった狭小な土地であり、現在は農業用資材置場となっております。

申請地周辺には北側に畑がありますが、計画される建物は平家で境界線から一定程度離して設置されます。また、排水についても市道側溝まで排水施設を接続される計画となっております。

よって、近隣農地への悪影響はないと思われます。

また、申請人においては、代替地を検討されましたが、他に適地はないとのことでした。

したがって、許可相当であると考えます。

整理番号2及び3につきましては、この2件は事務局の説明のとおり関連がありますので、一括して報告いたします。

申請地周囲は、北側及び東側は宅地、南側は宅地及び遊休農地となっている畑、西側は遊休農地となっている畑でございました。

建物は、平家で境界線から一定程度離して設置されます。また、排水についても市道側溝まで排水施設を接続される計画となっております。

よって、隣接農地への悪影響はないと思われます。

また、申請人においては、代替地を検討されましたが、他に適地はないとのことでした。

したがいまして、許可相当であると考えます。

整理番号4につきましては、申請地周囲は、北側及び南側は宅地、西側は宅地及び建築基準法上の位置指定道路、東側は畑であるもののそのうち南側の1筆は非農地と判断できるものでございました。

現地は、すでに許可申請の目的に転用されておりました。日照、通風に支障のある工作物はなく、流水については自然流下で問題はないと判断いたしました。

よって、隣接農地への悪影響はないと思われます。

また、許可なく転用したことについては、始末書も添付されております。

さらに、申請地は第三種農地であります。

したがいまして、許可相当であると考えます。

整理番号5につきましては、申請地周辺は、北側は農業用倉庫用地、東側は畑、南側は市道、西側は雑種地でございました。なお、北側及び西側の土地は許可済み及び許可を要さない案件でありました。

太陽光パネルは、1.5メートル以下の高さであり、境界から50センチメートル以上離して設置されます。また、排水は自然流下であります。申請地は境界沿いに地盤より高い擁壁が設置されているため隣接農地への雨水の流入はありません。

よって、隣接農地への悪影響はないと思われます。

また、申請人においては、代替地を検討されましたが、他に適地はないとのことでした。

したがいまして、許可相当であると考えます。

整理番号6につきまして

申請地周辺は、北側は田、東側は田及び宅地、南側は樹園地、西側は市道でございました。

建物は、平家で境界線から一定程度離して設置されます。また、排水についても市道側溝まで排水施設を接続される計画となっております。

よって、隣接農地への悪影響はないと思われます。

また、申請人においては、代替地を検討されましたが、他に適地はないとのことでした。

したがいまして、事務局の説明であつたとおり申請地は農用地区域内にあり、本件転用申請と同時に除外の申し出がなされていることから、農用地からの除外を条件として許可相当であると考えます。

議長 (田嶋 輝男)

調査員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

1 1 番委員 (石坂 委員)

1 番については、市道の中に入っている様に見えますが、市道に囲まれるのですか。

事務局 (上脇 重樹)

点線が市道の大方の線になります。市道として用地取得をされていますが、この両土地は、〇〇〇〇〇〇が所有してて、登記未了になっています。対象者が数十名になるため、登記が難しいため、そのままになっています。従いまして、点線が市道の境界と考えてください。

議長 (田嶋 輝男)

ほかに、質疑ございませんでしょうか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。

調査員の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については許可相当の意見を付し、県に進達することに決定いたします。

議長 (田嶋 輝男)

**日程第8 議案第34号 非農地証明願いについて**を議題といたします。

本件については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の現地調査において、農地に復元し利用することが困難であると判定された土地であります。

また、事務局職員でも再調査をいたしております。

従って、本件については荒廃農地の発生・解消状況に関する現地調査で判定されたとおり、非農地とすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については非農地として証明することに決定いたします。

**日程第9 議案第35号**

**農用地利用集積計画**を議題といたします。

本件の中に、私自身の案件が含まれており、議事参与の制限に該当します。

つきましては、私の案件以外についてを議題とします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 (榎木 海斗)

それでは、平成28年農用地利用集積計画書第7号について提案いたします。この議案書の公告年月日は平成28年8月1日となります。

1頁をご覧ください。

( 議案資料にて説明 )

以上、農地銀行活動調査表及び農家台帳に基づいたところ議案に記載のとおりでございます。なお、議案第35号平成28年農用地利用集積計画書第7号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (田嶋 輝男)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を許します。

議長 (田嶋 輝男)

質疑ありませんか。

委員 なし

議長 (田嶋 輝男)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

議長 (田嶋 輝男)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

それでは次に私の案件について、審議していただきたいと思いますので、議長について、石坂会長代理を指名して、議長を交代いたします。

議長 (石坂 務)

それでは、田嶋会長に代わり議長を務めさせていただきます。

これより、農用地利用集積計画の、田嶋会長に関係の案件を審議しますので、田嶋会長の退席をお願いいたします。

( 12番 田嶋輝男会長 退席 )

議長 (石坂 務)

それでは、整理番号23、24について事務局に説明を求めます。

( 議案資料にて説明 )

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を許します。

議長 (石坂 務)

質疑ありませんか。

委員 なし

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 異議なし



議長（石坂 務）

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

それでは、田嶋会長の着席を許し、併せて議長を交代いたします。

（ 12番 田嶋輝男会長 議長席に着席 ）

議長（田嶋 輝男）

以上で提案された議案は全て終了いたしました。

それでは、その他に皆さんの方から報告などがありましたらお願いいたします。

議長（田嶋 輝男）

事務局からは、ありませんか。

事務局（新坂 謙二）

ございません。

議長（田嶋 輝男）

それでは、ほかにないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 10:47